

# 令和8年度 つながり、つづく、みんなで守る地域農業推進事業実施要綱

## 第1 目的

農山村地域での人口減少・高齢化が進み、農業者が減少する中、本県における担い手への農地集積率は全国でも上位となる69.1%である一方、市町間では開きがみられるとともに、主な担い手が農業法人である場合や集落営農組織等である場合があり、市町ごとに異なる状況にある。

また、農業経営基盤強化促進法の改正により法定化された「地域計画」については、令和7年3月末までに策定予定集落数の96%となる1,320集落で策定されたが、担い手の農地の分散や集落営農組織の継続性等の課題が残されている。

これらのことから、これまで以上に農業者が、地域や世代を超えてつながり、地域農業がつづくよう、市町・JA等の関係機関が連携して地域農業の持続・発展に向けた取組を進めることを目的とする。

## 第2 事業実施主体

事業実施主体は市町とする。

## 第3 事業の実施

### 1 事業内容

#### (1) 地域農業推進会議の開催および運営

市町農政主務課、農業委員会、JA、県および担い手等からなる地域農業推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、持続可能な地域農業の実現に向けた検討を行うとともに、各地域の実情に応じて波及効果の高い集落や地域（以下「地域等」という。）を設定する。さらに、選定した地域等の取組事例の周知方法を決定し、波及に向けた研修会等の開催を行う。

#### (2) 地域農業サポート

事業効果を高めるため、(3)の取組と合わせて市町が実施する。

#### (3) 持続可能な地域農業の実現に向けた取組

推進会議において決定した持続可能な地域農業の実現に必要な取組について、地域等に対し市町が助成を行う。

### 2 事業実施地区

事業実施地区は市町全域を対象とした地域等とする。

### 3 事業期間

本事業の事業実施期間は1年とする。

## 第4 成果目標

1 市町から補助を受ける地域等（以下「助成対象者」という。）は、事業の実施にあたり（別表1）に掲げる成果目標を設定する必要がある。

2 成果目標の目標年度は、事業実施年度から起算して3年度目とする。

## 第5 補助対象経費等および取組の上限について

### 1 補助対象経費および補助率

第3の1の(1)および(2)の取組については(別表2)のとおり、(3)の取組は(別表3)のとおりとし、1市町当たりの補助上限は2,500千円とする。

### 2 取組の上限

同一年度において、複数の地域等が同一の支援メニューに取り組む場合は、(別表4)に定める地域等を上限とする。

## 第6 事業計画

1 市町長は、推進会議における検討内容を踏まえ、つながり、つづく、みんなで守る地域農業推進事業実施計画(別紙様式第1号)(以下「市町実施計画」という。)を作成し、地域実施計画(別紙様式第2号)を添えて、別紙様式第3号により農業農村振興事務所に承認申請するものとする。

2 農業農村振興事務所長は、市町実施計画および地域実施計画書等に不備がないことを確認した後、速やかにみらいの農業振興課充て進達を行う。

3 みらいの農業振興課は、前項の計画の内容が適当であると認められるときは、市町長に計画承認の通知を行い、農業農村振興事務所長充て割当内示を行う。

4 農業農村振興事務所長は、割当内示に基づき速やかに市町長へ内示を行う。

## 第7 交付決定前着手

事業の着手は、原則交付決定後に着手するものとする。ただし、交付決定を待つと事業効果が発揮できないなど、やむを得ない場合と市町長が判断する場合は、交付決定前着手届(別紙様式第4号)を農業農村振興事務所長に提出するものとする。

## 第8 予算の配分

### 1 要望調査

市町長は別に定める要望調査表を策定し、基礎ポイントおよび加算ポイントを加えた事業ポイントを算出し、別に定める期日までに管轄する農業農村振興事務所長充て提出する。

### 2 採択方法

採択は市町単位とし、事業ポイントの高い順に順位を決定する。なお、ポイントが同じ場合は総事業費の低い市町から順に採択を行い、総事業費が同額の場合は県補助金の低い市町から採択する。

### 3 基礎配分

2により第5位まで順位付けし、第1位および第2位の市町へは2,500千円を上限に申請額を配分する。

県予算額の不足が生じた場合、第3位、第4位および第5位の市町に対し、不足額を当該市町における県要望額で按分した額を減額し、千円単位で配分する(千円未満切り捨て)。

#### 4 追加配分

3の配分により県予算の残が生じた場合、第6位の市町から順に、市町の要望額または3の配分後に残った予算のいずれか低い額を配分する。

### 第9 重要な変更

市町長は、次に掲げる事項に該当する変更が生じた場合、第6の手續に準じて行うものとする。

- 1 第3の1の事業の変更、中止、廃止
- 2 成果目標の変更
- 3 事業計画における県補助金額の増
- 4 事業費の30%を超える増減

### 第10 事業の完了

- 1 市町長は、事業の完了後起算して1か月以内または事業実施年度の3月5日までに、市町完了報告書（別紙様式第1号）を作成し、完了報告書（別紙様式第2号）を添えて、（別紙様式第3号）により農業農村振興事務所長へ提出するものとする。
- 2 農業農村振興事務所長は、前項の完了報告の受理後速やかに検査を完了し、みらいの農業振興課長まで提出するものとする。

### 第11 目標達成状況の報告等

- 1 市町長は、事業実施年度の翌年度末に助成対象者から目標達成状況を確認の上、推進会議等においてその結果および状況を共有するものとし、農業農村振興事務所長は、必要に応じ市町とともに助成対象者に助言・指導を行うものとする。
- 2 市町長は、目標年度の翌年度の7月までに、助成対象者から客観的な資料をもとに確認した上で、成果目標の達成状況の報告を受け、達成状況を目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により農業農村振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業農村振興事務所長は、2による報告内容を点検し、成果目標が未達成の場合は、達成に向け市町とともに助成対象者に助言・指導を行うものとする。
- 4 農業農村振興事務所長は、成果目標が達成されるまで助言・指導を継続するものとし、毎年度7月までに市町長に達成状況の報告を求めるものとする。

ただし、天災その他の外的要因により達成が困難であり、農業農村振興事務所長が認める場合は、事業の中止を行うことができる。

### 第12 関係書類の整備

市町長は、補助事業に係る経理および処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備して補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

### 第13 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 成果目標およびポイント基準

成果目標の項目と内容	基礎ポイント	加点ポイント <sup>※1</sup>
<b>1 個別経営体と集落営農等との連携</b>		
(1) 集落を越えた連携 集落を越えて個別経営体と集落営農等が連携し、集落内の全ての農地で耕作が継続される <sup>※2,3</sup>	15	5
(2) 集落内での連携 集落内の個別経営体と集落営農等が連携し、集落内の全ての農地で耕作が継続される	10	3
(3) 連携に向けた合意形成 集落内または集落を越えて個別経営体と集落営農等の連携に向けた合意が図られる		0
<b>2 集落営農組織同士の連携</b>		
(1) 取組の強化 連携組織の規約・定款が作成される	15	5
(2) 連携先の拡大 JA 出資法人と連携するまたは3集落営農組織以上で連携の取組を行う		3
(3) 取組の連携の開始 機械等の共同利用、肥料等の共同購入、他集落営農組織への作業受委託等の取組が行われる		0
<b>3 集落を越えた農地の集約化</b>		
(1) 3集落以上の農地集約化の実現 3者以上の担い手による3集落以上の農地で利用調整を行い1ha/集落以上が集約化される	15	5
(2) 2集落の農地集約化の実現 3者以上の担い手による2集落の農地で利用調整を行い1ha/集落以上が集約化される		3
(3) 2集落以上の農地集約化の推進 2者以上の担い手による2集落以上の農地で利用調整に向けた定期的な話し合いの場が持たれる		0
<b>4 集落営農組織の継続<sup>※4,5,6</sup></b>		
(1) 組織の世代交代 現在の理事等の役員より5歳以上若い組合員2名以上が、新たな理事等の役員として交代する	5	5
(2) 新たな複数名のオペレーター確保 集落内・外から60歳未満のオペレーターが新たに2名以上確保される		3
(3) 新たなオペレーターの確保 集落内・外から60歳未満のオペレーターが新たに1名確保される		0

(留意事項)

- 1 食料・農業・農村基本法第47条に定める中山間地域等に指定された地域での取組は、支援メニューごとに2ポイント追加する。
- 2 連携とは、集落が日々の管理作業を担いつつ、個別経営体と営農に関する役割分担を行うこと（個別経営体に全てを委託する取組は対象外）。
- 3 集落内の全ての農地とは、地域計画の区域内の農地を基本とする。なお、集落内の話し合い等により今後も耕作を継続する農地と保全管理等を行う農地を事前に定め、事業計画申請時に農地一覧および地図を添付する場合は当該農地を範囲とする。
- 4 4の年齢は、役員またはオペレーターが交代または加入した年度の満年齢をいう。なお、オペレーターは、事業実施年度前より構成員の場合は対象外とする。
- 5 4の(2)および(3)において、定款または規約等の関係により構成員として加入ができない場合は、雇用契約により増加させる方法も可とする。
- 6 4の(1)～(3)の内容で女性1名が参画されると2ポイント追加、また(2)および(3)の内容で50歳未満が参画される場合に1ポイント追加する。

(別表2) 市町が実施する取組に係る補助対象経費および補助率

支援メニュー	支援内容	補助率
1 地域農業推進会議の開催および運営※ <sup>1</sup>	推進会議の開催および勉強会の開催に要する経費 需用費、報償費、費用弁償、会場賃借料、使用料等 ※市町職員旅費は対象外	定額 (上限 200 千円以内)
2 地域農業サポート※ <sup>2</sup>	取組助成対象者への補助の取組と合わせて、事業効果を高めるための市町の取組にかかる経費 (1) 非常勤職員の雇用 持続可能な地域農業の実現に向けた内容を地域が行うに当たり、市町が直接雇用する職員の経費 賃金(取組のために雇用した非常勤職員に対して支払う実働に応じた対価)、共済費(当該非常勤職員の賃金に係る社会保険料および子ども・子育て拠出金等)、職員手当等(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当および勤勉手当) (2) アドバイザー委託 持続可能な地域農業の実現に向けた内容を地域が行うに当たり、市町がアドバイザーを委託する経費 (3) 市町内共通の取組 需用費、報償費、費用弁償、会場賃借料、使用料、委託費	1/2 以内

(留意事項)

- 1 地域農業推進会議の開催については、構成員として市町農政主務課、農業委員会(農業委員会事務局)、JAおよび県を必ず含めるものとする。なお、担い手等については各市町の実情において判断するものとする。
- 2 地域農業サポートに係る経費は、1の地域農業推進会議において「持続可能な地域農業の実現に向けた取組」を行う場合のみ、計画申請を可能とする。
- 3 人件費(給料及び報酬等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

(別表3) 持続可能な地域農業の実現に向けた取組に係る支援内容および補助率

支援メニュー	支援内容	補助率
1 個別経営体と集落営農等との連携	(1) 担い手に継承するための条件整備の構築 ア 区画拡大、暗きよなど排水性の向上、水路・農道、進入路の補修等に要する工事費 イ 草刈機等のリース料 (2) すそ野拡大のための取組 人件費、手数料（構成員外のアルバイトに要する経費、アルバイト募集に係る事務手数料など） <sup>※1</sup> (3) その他個別経営体と集落営農等との連携に資する取組	1/2 以内
2 集落営農間の連携	(1) 連携・合併に向けた体制整備 アドバイザーの派遣（報償費、費用弁償、委託費） (2) 共同利用に向けた農業用機械等の試用 デモ機等の借上げおよび機械等のリース料 (3) その他集落営農間の連携に資する取組	
3 集落を越えた農地の集約化	(1) 農地の利用調整の体制整備 アドバイザーの派遣（報償費、費用弁償、委託費） (2) 効率的な機械利用に向けた取組 ドローン導入に係る免許費用等 (3) その他個別経営体間の農地の集約化に資する取組	
4 集落営農組織の継続	(1) 新たな若手オペレーター候補の人材確保・育成 ア ベテランオペレーターの指導費（人件費等） <sup>※2,3</sup> イ 大型特殊、建設機械等の免許取得費、免許取得に向けた教習所の受講に要する経費 <sup>※2</sup> ウ ドローンのライセンス取得のための費用 <sup>※2</sup> エ 機械の操縦等の講習会の開催に要する経費 (2) 新たな若手専従者の設置 <sup>※4</sup> 人件費（従事分量配当方式を含む。） (3) スマート農機等のリース デモ機等の借上げおよび機械等のリース料 (4) すそ野拡大のための取組 人件費、手数料（構成員外のアルバイトに要する経費、アルバイト募集に係る事務手数料など） (5) その他集落営農組織の継続に資する取組	

(留意事項)

- 1 1日当たり最大6時間・3名まで、募集日数は最大5日までを対象とする。
- 2 最大4名（1名当たり最大40時間）、イ、ウは最大2名までを対象とする。
- 3 時間単価は従事分量配当単価を基準とし、下限は本県における最低賃金、上限を最低賃金の2倍以内とする。
- 4 採用年度時点の年度末年齢が60歳未満であること。

(別表4) 事業年度における同一事業メニューの上限数について

	市町名	旧市町名	耕地面積(ha)	上限数
1	大津市	大津市、志賀町	1990	2
2	草津市		1110	2
3	守山市		1890	2
4	栗東市		570	1
5	野洲市	野洲町、中主町	2300	3
6	甲賀市	水口町、甲南町、甲賀町、土山町、信楽町	4780	5
7	湖南市	甲西町、石部町	647	2
8	近江八幡市	近江八幡市、安土町	4200	4
9	東近江市	八日市市、五個荘町、愛東町、永源寺町、湖東町、能登川町、蒲生町	8270	5
10	日野町		1810	2
11	竜王町		1270	2
12	彦根市		2630	3
13	愛荘町	愛知川町、秦荘町	1450	2
14	豊郷町		358	1
15	甲良町		605	1
16	多賀町		473	1
17	長浜市	長浜市、浅井町、虎姫町、びわ町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町	7880	5
18	米原市	米原町、近江町、山東町、伊吹町	2450	4
19	高島市	高島町、安曇川町、朽木村、新旭町、今津町、マキノ町	4960	5

(注) 耕地面積は、国調査(令和6年度末時点)を用いている

○ 上限数の考え方

- 1 旧市町をベースとし、事業効果の観点から上限は5とする。
- 2 旧市町の面積は大きく異なるため、各市町に旧市町の平均耕地面積(耕地面積を旧市町数で除した値)算出し、3により補正
- 3 2で算出した値が1,000haを超える市町は、1,000haにつき上限を1つ追加